

独立行政法人国立美術館における競争的資金等の不正防止対策の基本方針

令和5年3月28日
最高管理責任者決定

独立行政法人国立美術館競争的資金等取扱規則（平成19年国立美術館規則第14号）（以下「競争的資金等取扱規則」という。）第4条に係る不正防止対策の基本方針は、以下のとおりとする。

- 1 競争的資金等の運営及び管理に関わる者の責任範囲・権限を明確化し、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）内外に公表する。
- 2 競争的資金等に係る事務処理及び使用のルールに関する理解を国立美術館内の構成員に浸透させ、競争的資金等の不正防止に係る意識向上を図る。
- 3 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、実効的な抑止機能を備えた管理・運用体制の構築を図る。
- 4 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う体制を整備する。
- 5 不正発生の可能性を最小限にすることを旨とし、実効性のあるモニタリング及び監査体制を整備する。